

陽性者健康フォローアップセンター【陽性者登録部門】
登録フォーム（医療機関で陽性の診断を受けた方）に関するFAQ

【目次】

- 問1 陽性者健康フォローアップセンター【陽性者登録部門】とは何ですか。
- 問2 医療機関で陽性の診断を「受けていない人」と「受けた人」で登録方法が違うのはなぜですか。
- 問3 誰でも登録できますか。
- 問4 陽性者登録はどうやって行うのですか。
- 問5 WEBサイトでの登録にあたって必要なものはありますか。
- 問6 登録フォームBは、いつからいつまで利用できますか。
- 問7 医療機関で陽性となった場合、必ず登録フォームBで登録を行わなければなりませんか。
- 問8 登録フォームBに規定の受付時間はありますか。
- 問9 登録の申請を代理で行うことはできますか。
- 問10 登録の申請にはスマートフォン又はPCが必要ですか。
- 問11 未成年者（18歳未満）が登録の申請を行うことはできますか。
- 問12 登録が完了したかどうかは、どうやって確認できますか。
- 問13 登録フォームBの利用に費用はかかりますか。
- 問14 申請には本人確認書類の掲示が必須ですか。
- 問15 薬の処方を受けたいのですが、どこでできますか。
- 問16 登録フォームBに登録した結果、療養方法はどのようになりますか。
- 問17 登録フォームBへの登録後、症状が悪化した場合はどうしたらよいですか。
- 問18 療養証明書の発行はできますか。
- 問19 山形県外在住ですが利用できますか。
- 問20 申請しましたが、受付確認の自動返信メールが届きません。
- 問21 ボタンが押せず、先に進まないのですがどのようにしたらよいですか。
- 問22 個人情報を使用することはありますか。

問1 陽性者健康フォローアップセンター【陽性者登録部門】とは何ですか。

答1 令和4年9月14日から、山形県において感染者の発生届の提出対象を限定することに伴い、「陽性者健康フォローアップセンター」を新設しました。

登録については、①「自己検査等で陽性となった方（医療機関で陽性の診断を受けていない方）」のための登録フォーム（以下「登録フォームA」と言います。）と、②「医療機関で陽性の診断をすでに受けた方」のための登録フォーム（以下「登録フォームB」と言います。）の2つを準備しています。こちらの登録フォームは登録フォームBに該当します。

問2 医療機関で陽性の診断を「受けていない人」と「受けた人」で登録方法が違うのはなぜですか。

答2 医療機関で陽性の診断を受けていない方については、一定の条件に当てはまる場合は、自己検査等の結果を登録フォームAに登録することで、オンラインで陽性の診断を受けることができます。外来を受診せずに陽性の診断を受け療養につなげることで、発熱外来のひっ迫を回避するねらいがあります。

登録フォームBは、医療機関で陽性の診断をすでに受けた方の詳細な情報を把握し、療養中の健康相談や食料品の支援など療養のサポートに繋げることを目的としています。なお、陽性の診断をすでに受けた方が登録フォームAに登録してしまうと、感染者数として二重に計上されてしまうことになるため、正しい登録フォームから登録するようにしてください。

問3 誰でも登録できますか。

答3 登録フォームBに登録できるのは、医療機関で陽性の判定を受けた方で、以下の2点に当てはまる方のみです。

① 山形県に在住（長期滞在を含む。）していること

② 医療機関から保健所へ提出する発生届の対象外となる方

※具体的には、次のa～dのいずれにも該当しない方が発生届の対象外となります。

a. 65歳以上の方

b. 入院を要する方

c. 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方

d. 妊婦の方

上記の要件に当てはまらない方は登録の申請はできません。

※本登録フォームBへの登録は、本人だけでなく、ご家族等による代行入力も可能です。（お子様や操作が不慣れな方はできる限りご家族等による代行入力にご協力をお願いします。）

※現在、陽性者健康フォローアップセンターの電話回線が非常に混みあっております。できる限り、ご自身やご家族等による登録申請をしていただきますようお願いいたします。

それでも、入力が難しい方（一人暮らし等）や入力のためのスマートフォンやPCをお持ちでない方は、陽性者健康フォローアップセンター（☎050-5530-2138）にご相談ください。

問4 陽性者登録はどうやって行うのですか。

答4 登録フォームBへの登録は、専用のWEBサイト (<https://logoform.jp/form/WfX6/146207>) で行います。電話やFAXなどでは受け付けませんのでご注意ください。

問5 WEBサイトでの登録にあたって必要なものはありますか。

答5 WEBサイトでの登録の申請時には、基本情報（氏名、生年月日、住所等）や基礎疾患等がないことを確認するほか、次のものをそれぞれ撮影した画像データを登録する必要があります。

①本人確認書類

②陽性の診断を受けたことがわかる書類

なお、以下の注意事項をご確認ください。

①本人確認書類について

- ・運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（通知カードは不可）などの本人の氏名や生年月日のわかるものをご準備ください。
- ・運転免許証は、表面を②と一緒に撮影した画像データに加えて、裏面を撮影した画像データもあわせて添付してください。
- ・健康保険証は、記号・番号が写らないようにマスキング（紙片等で隠す）して撮影してください。
- ・マイナンバーカードは、表面のみ撮影してください。

②陽性の診断を受けたことがわかる書類について

- ・医療機関より配布された書面「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」や、診断書、検査結果通知書など、陽性の診断を受けたことがわかる書類をご準備ください。

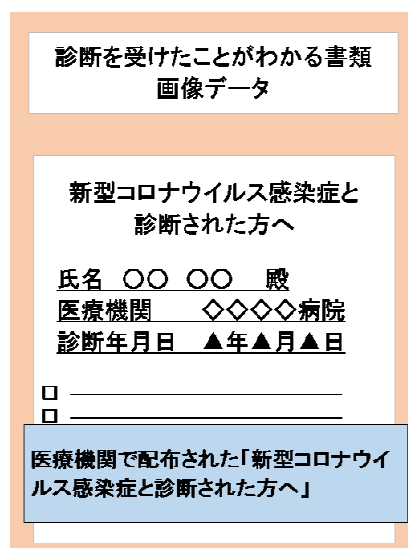
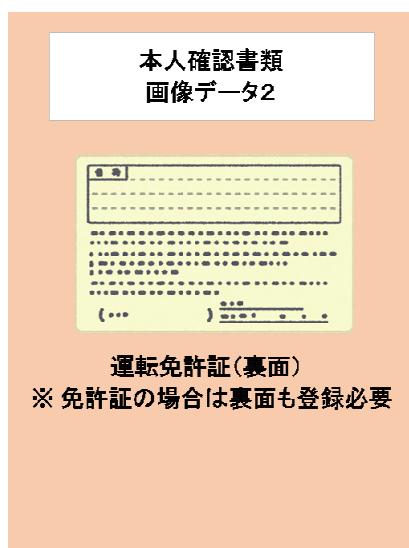
※陽性と診断されたことがわかる書類がない場合は、受診したことがわかるもの（領収書等）でも可とします。

【画像データの例】

例1) 画像データ1：運転免許証（表面）

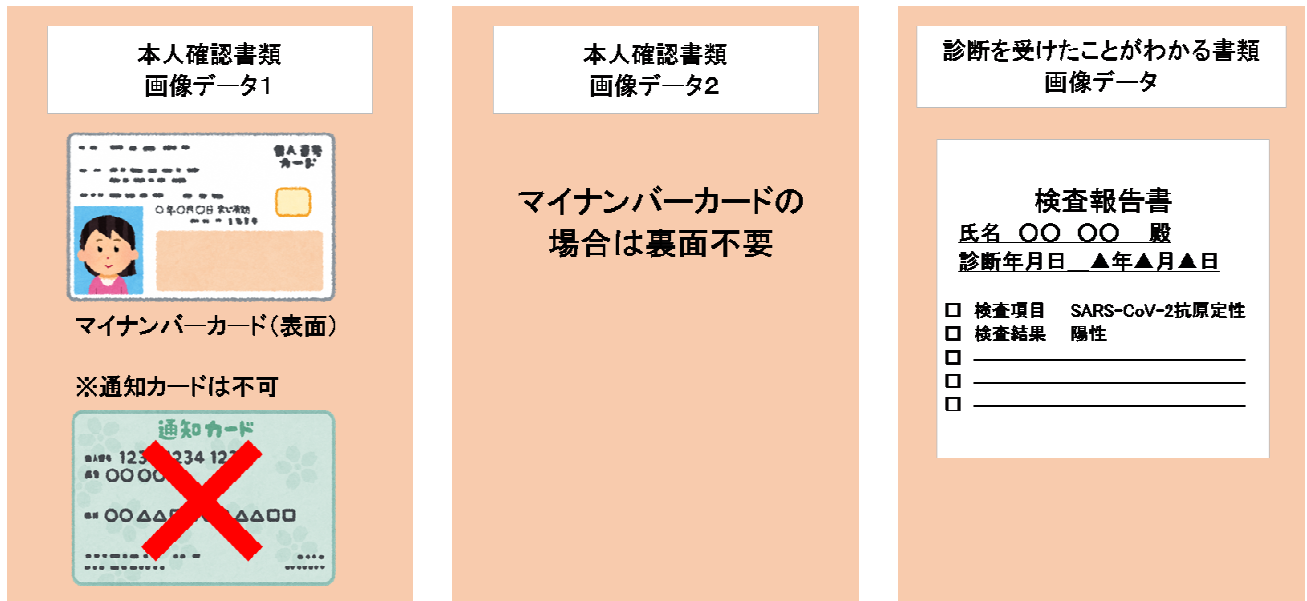
画像データ2：運転免許証（裏面）

画像データ：「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」



例2) マイナンバーカード(表面)

検査報告書



問6 登録フォームBは、いつからいつまで利用できますか。

答6 令和4年9月14日(水)から当面の間、設置予定です。

問7 医療機関で陽性となった場合、必ず登録フォームBで登録を行わなければなりませんか。

答7 登録フォームBへの登録は義務ではありません。

ただし、登録を行わない場合、各保健所へ陽性者の情報共有がなされないことにより、食料品支援等のサービスが提供できない場合があります。

問8 登録フォームBに規定の受付時間がありますか。

答8 受付は24時間行っています。

※登録フォームのメンテナンス等により、申請ができない時間帯が発生する場合がございます。

問9 登録の申請を代理で行うことはできますか。

答9 ご本人のお名前前で登録する場合、登録の申請作業をご家族やご友人の方などによる代理で行うことも可能です。

問10 登録の申請にはスマートフォン又はPCが必要ですか。

答10 登録の申請は、専用のWEBサイトでのみ可能ですので、スマートフォンやタブレット、PCが必要となります。スマートフォン等をお持ちでない方や、ご家族やご友人による代行入力も難しい方は、陽性者健康フォローアップセンター(☎050-5530-2138)までお電話願います。

問11 未成年者（18歳未満）が登録の申請を行うことはできますか。

答11 未成年者でも登録の申請を行うことができます。ただし、保護者の方の氏名及び電話番号を入力する必要があります。

問12 登録が完了したかどうかは、どうやって確認できますか。

答12 申請直後に、受付完了メールが送信されますので、届いているか確認してください。

なお、メールが届かない場合、入力したメールアドレスに誤りがないか、また、迷惑メールフォルダ等に振り分けられていないかご確認ください。

なお、登録者に送信されるメールは、受付完了メールの1通のみです。

問13 登録フォームBの利用に費用はかかりますか。

答13 費用はかかりません。なお、WEBサイトを利用する際の通信費等をご負担をお願いします。

問14 申請には本人確認書類の掲示が必須ですか。

答14 登録時には、運転免許証や健康保険証など、本人の氏名や生年月日のわかるものの写真データが必要です。詳しくは問5をご覧ください。

問15 薬の処方を受けたいのですが、どこでできますか。

答15 陽性者健康フォローアップセンターに登録された場合でも、医師の診察や薬の処方などは行われません。医師の診断や薬の処方、症状悪化時の相談等については、かかりつけ医にご相談いただくか、健康相談部門のコールセンター（050-5530-2138）までご相談ください。

問16 登録フォームBに登録した結果、療養方法はようになりますか。

答16 原則として自宅療養となります。

また、宿泊療養施設への入所を希望することもできますが、入所には一定の条件があり、希望に沿えないことがあります。

問17 登録フォームBへの登録後、症状が悪化した場合はどうしたらよいですか。

答17 かかりつけ医にご相談いただくか、健康相談部門のコールセンター（050-5530-2138）までご相談ください。

問18 療養証明書の発行はできますか。

答18 陽性者健康フォローアップセンターでは、療養証明書や就業制限通知書の発行は行っておりません。

問19 山形県外在住ですが利用できますか。

答19 登録対象者は山形県在住者又は山形県に長期滞在する方に限ります。

なお、山形県内で療養場所を確保している場合は、長期滞在者として、その場所を住所地として登録の申請をすることができます。

問20 申請しましたが、受付完了メールが届きません。

答20 現在、本事案にて多くのお問い合わせをいただいております。

次のような原因が考えられますので、登録前にご確認ください。

①迷惑メールフォルダに自動で振り分けられている。

⇒迷惑メールフォルダにメールが届いていないかご確認ください。

特にGmailなどのフリーメールでは、特に設定をしていなくとも自動で迷惑メールフォルダに振り分けられていることが多いようです。

②ドメイン指定受信が設定されている

⇒「@logoform.jp」を受信できるように設定してください。

③メールアドレスの入力誤り

⇒入力完了前に登録内容に誤りが無いか、よくご確認ください。

①～③をご確認いただいてもなお、メールが届かない場合や再送を希望される場合は、メールアドレスを別のものに変更して再度登録してください。

なお、登録完了時に専用のWEBフォームに受付完了メールと同じ文面が表示されますので、その画面を保存又は印刷することで受付完了メールに代えることができます。

以上を確認した上でも、なお解決しない場合は、(☎023-630-2429)までご相談ください。

問21 ボタンが押せず、先に進まないのですがどのようにしたらよいですか。

答21 サイトを更新いただくか、WEBサイトを一度閉じてから、再度申請いただきますようお願いいたします。

問22 個人情報を使用することはありますか。

答22 山形県が保有する個人情報は原則として以下に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。

- ・ご登録者本人から予め同意をいただいている場合
- ・ご登録者本人又は他の第三者の生命、身体、又は財産の保護のため、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要であって、ご登録者本人の同意をとるのが困難である場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合

登録された個人情報については、以下の目的のために利用し、ご登録者本人の同意なくこれ以外の目的に利用しません。

- ・利用者に提供するサービスの運営のため
- ・山形県又は山形市がご登録者に対して健康観察等を実施するため
- ・市町村が独自の生活支援を行うため